

報道各位

新潟市 環境部 循環社会推進課
廃棄物対策課**被災家屋等の解体・撤去制度を実施します。**

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって解体・撤去を行います。

【対象】

り災証明書などで「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された家屋等（住宅、賃貸マンション・アパート、事務所、店舗、農舎など）の**全部解体**。

※被災家屋等の一部のみの解体や附属工作物のみの解体は対象外です。

※基礎は解体対象ですが、地下階や杭、隣地等に影響するおそれのある場合などは対象外となります。また、整地は行いません。

【申請者】

被災家屋等の所有者（個人、中小企業者、農家など）

【費用負担】

- ・全額公費により行います。
- ・自費で被災家屋等を解体・撤去した場合の費用償還も併せて行います。
（※ 上限額により、要した費用の全額が償還されるとは限りません。）

【相談窓口】

- ・被災相談窓口 令和6年2月19日～

西総合スポーツセンター	西区五十嵐1の町 6368-48
黒埼地区総合体育館	西区金巻 746-1

- ・循環社会推進課 市役所本館2階 TEL025-226-1391

【申請受付】

- ・申請は事前に電話での予約が必要となります。予約受付 2/19～ 廃棄物対策課
- ・申請窓口 令和6年2月26日～

西総合スポーツセンター	西区五十嵐1の町 6368-48
新田清掃センター	西区笠木 3644-1
市役所本館2階	廃棄物対策課 TEL025-226-1411

- 詳細は、後日、市ホームページやリーフレットで公表します。

問い合わせ先（報道関係）

新潟市環境部循環社会推進課 担当:堀内・藤田
電話:025-226-1384
廃棄物対策課 担当:佐藤・清水
電話:025-226-1400